一般会計財務書類における注記

１．重要な会計方針

（１）有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価格が判明しているものについては取得価格、取得価格が不明なものは再調達価格にて評価しています。

（２）有形固定資産等の減価償却の方法

定額法を採用しています。

（３）資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

（４）その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①　物品の計上基準

物品については、取得価格又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

②　消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

２．追加情報

出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定に基づき出納整理期間が設けられています。出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。